

平成 29 年 4 月

神奈川県立希望ヶ丘高等学校における不祥事発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

希望ヶ丘高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長及び教頭、事務長、総括教諭がこれを補佐する。

2 各項目の目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）

ア 目標

教育公務員としての責任を自覚し、公務を離れても公務員としての自覚と高い倫理観に基づいて行動し、校務外非行や交通事故を未然に防止する。

イ 行動計画

平成 29 年 5 月に事例を中心として資料を作成し、全職員で研修を実施する。

(2) わいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

わいせつ・セクハラ行為について、職員が認識を共有し、不祥事を未然に防止する。

イ 行動計画

平成 29 年 6 月に事例を中心として資料を作成し、全職員で研修を実施する。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

体罰、不適切な指導について職員が認識を共有し、不祥事を未然に防止する。

イ 行動計画

平成 29 年 7 月に事例を中心として資料を作成し、全職員で研修を実施する。

(4) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

点検体制を再確認し、マニュアルに基づき確実に業務を行い、事故を未然に防止する。

イ 行動計画

平成 29 年 7～9 月の間に事例を中心として資料を作成し、全職員で研修を実施する。

(5) 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報・文書管理のシステム、情報機器セキュリティの現状を検証し、不祥事を未然に防止する。

イ 行動計画

平成 29 年 4 月及び 11 月に事例を中心として資料を作成し、全職員で研修を実施する。

(6) 会計事務等の適正執行

ア 目標

会計の執行において、適切な手続きと処理に努める。また、備品の管理・点検を適正に行う。

イ 行動計画

平成29年4月及び6月に事例を中心として資料を作成し、全職員で研修を実施する。

(7) 緊急時対応

ア 目標

生徒の事故や災害時を想定した対処法を検討し、被害を最小限に留めるための体制を作る。

イ 行動計画

平成29年10月に事例を中心として資料を作成し、全職員で研修を実施する。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成29年10月末日までに実施状況を確認し、未実施事項があった場合は、平成29年11月末日までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、速やかに修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成30年2月上旬までに実施状況を確認し、未実施事項があった場合は、平成30年2月末日までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、速やかに修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成30年3月上旬までに実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、平成30年度における希望ヶ丘高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3、(3)の検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめた上、学校ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。
なお、状況に応じて各項目の実施時期を変更する事がある。